

事務連絡

平成 29 年 6 月 6 日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会 様
独立行政法人 日本貿易振興機構 様

水産庁加工流通課水産物貿易対策室

韓国向けサンマの輸出に係る漁獲証明書について

日頃より水産物輸出業務に関し大変お世話になっております。

さて、平成29年6月30日より、韓国に船舶により生鮮・冷凍サンマを輸出する際は、韓国側より漁獲証明書の添付を求められるので（航空便及び缶詰・加工品は対象外）、貴団体会員への周知方よろしく申し上げます。

なお、6月30日以降、実際にサンマを輸出する場合は、下記担当者に御連絡ください。漁獲証明書の作成方法等について説明させていただきます。

（参考：我が国から韓国への生鮮・冷凍サンマ実績、2014年132トン、2015年0トン、2016年0トン（出典、財務省貿易統計））

連絡先

水産庁水産物貿易対策室 成澤、吉江

電話：03-3501-1961（直通）